

「総合確保方針に盛り込むべき事項について（たたき台）」に関する意見募集の結果

- 「総合確保方針に盛り込むべき事項について（たたき台）」（第1回医療介護総合確保促進会議資料4）について、広く国民の皆様のご意見をお伺いするという観点から、厚生労働省のホームページ上で意見を募集した。

【受付期間】平成26年8月8日～8月21日

【総意見数】115件（医療従事者64件、介護従事者14件、会社員13件、無職2件、その他22件）

- 各項目に関する主な意見は以下のとおり。

I 「地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向」【受付件数68件】

（意義、基本的方向）

- ・ 急性期、回復期、慢性期、在宅医療、介護まで一連のサービスを切れ目なく提供することが必要
- ・ 地域のニーズに応じたサービス量の確保とサービスの質の向上が必要
- ・ 重症化しないために予防の観点も重要
- ・ サービス提供にあたっては、利用者の尊厳・意思、選択を重視すべき
- ・ 質の高い医療・介護従事者の養成確保と多職種連携が重要

（国、都道府県、市町村等の役割）

- ・ 国は地域包括ケアシステムの導入の際の課題を把握し、改善策と先進事例を合わせて提供すべき
- ・ 国は財政的に脆弱な自治体でも医療・介護サービスが十分受けられるよう財政面の支援をすべき
- ・ 国は都道府県や市町村の事情に応じて創意工夫できる仕組み作りをすべき
- ・ 市町村は医療介護専門職と地域住民組織の顔の見える連携づくりに取り組むことが必要
- ・ 市町村は国民に健康管理の自助努力を促すための教育をする役割が求められる 等

II 「医療計画基本方針」及び「介護保険事業計画基本指針」の基本となるべき事項、「医療計画」及び「介護保険事業支援計画」の整合性の確保に関する事項【受付件数10件】

- ・ 調整機能を司る連携拠点の整備については「医療計画」と「介護保険事業支援計画」の双方に盛り込み、整合性を確保することが重要
- ・ 病床再編において入院患者の処遇対策、受け入れ基盤を整備することを示し、また、特別養護老人ホーム等多様な介護基盤の整備、在宅介護の充実などの項目を盛り込むべき 等

III 「総合確保促進法に規定する「都道府県計画」及び「市町村計画」の策定・整合性の確保に関する基本的な事項」【受付件数8件】

- ・ 計画については、都道府県と市町村での協議を実施した上で策定することを盛り込むべき
- ・ 医療介護の総合確保に必要な情報を、ICTを用いて客観的に収集し、共有するシステムを作ることが重要 等

IV 「新たな財政支援制度（基金）に関する基本的な事項」【受付件数14件】

- ・ 基金を活用する場合は都道府県や市町村のホームページに内容を公表すべき
- ・ 基金の配分に当たっては、特定の団体や事業者に偏らないようにすべき
- ・ 介護の質や介護労働者の処遇の検証等を対象とすべき 等

V 「その他」【受付件数15件】

- ・ 自治体職員の人材育成のため、職員の力量向上のための勉強会の仕組みづくりが必要
- ・ 総合確保法案は議論があまりに拙速、再度ひとつひとつ丁寧に議論して欲しい 等